

# 第4期 一宮市障害福祉計画

概要版

平成27年3月

一宮市

## 計画策定の趣旨・期間

- ◇ 本計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの具体的な数値目標とその達成方策等を示すものです。
- ◇ 本計画は、平成27年度から29年度までの3年間です。
- ◇ 必要に応じて、計画期間中においても本計画の見直しを行います。

## 制度改正の動向

現行計画の3期計画の策定後に、以下の関係法令が成立・施行されています。本計画は下記の関係法令の動向を踏まえて策定します。

名 称	時 期
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 [ ※「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正されました。 ※障害児へのサービスは「児童福祉法」が根拠法となりました。 ]	平成24年 6 月成立 平成25年 4 月施行
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成23年 6 月成立 平成24年10月施行
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	平成24年 6 月成立 平成25年 4 月施行
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律	平成25年 6 月成立 平成26年 4 月施行
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	平成25年 6 月成立 平成26年 4 月施行
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成25年 6 月成立 平成28年 4 月施行

- 平成23年8月の障害者基本法の改正を踏まえ、国における障害者施策の基本的あり方を示す「障害者基本計画」（第3次）が平成25年9月に策定されました。  
また、平成25年12月には「障害者の権利に関する条約」が国会において承認され、平成26年1月に国連に批准書を提出しました。  
本計画は、さらに、国が示した新しい基本指針の考え方などを踏まえて策定されます。
- 国が示した基本指針見直しの主なポイントは、①計画の作成プロセスに関する事項、②成果目標に関する事項、③体制整備、連携強化等となっています。

# 基本理念

基本理念をノーマライゼーション、リハビリテーション、インテグレーションとし、市民とともに障害者施策を推進していきます。そしてそれらを含めたものとして、「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」を掲げています。



## 平成29年度の数値目標の設定

### ◇ 福祉施設から地域生活への移行促進

平成29年度末までのグループホームなどの地域生活へ移行した人数 **28人**

平成29年度末までの施設入所者の削減見込数 **10人**

### ◇ 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに、市内で地域生活支援拠点の整備 **1か所以上**

### ◇ 福祉施設から一般就労への移行促進

平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行した人数 **64人**

平成29年度における就労移行支援事業利用者数 **176人**

平成29年度における就労移行率が3割以上の事業所数 **5割以上**

# 一宮市の3つの重点戦略

本計画では、一宮市が地域の事業所や市民との協働により実施する「3つの重点戦略」を定め、取組み方向は以下の通りです。

## 1 自立して生活ができる住まいの確保

取組み方向

- (1) グループホーム建設補助事業の継続を検討
- (2) グループホーム運営補助の研究
- (3) 市有地等の活用の検討

## 2 児童発達支援体制の強化

取組み方向

- (1) 児童発達支援センターの複数化を検討
- (2) 児童発達支援センターを中心に、地域の事業所へ専門的支援のノウハウを広く提供し、障害の特性に応じた専門的な支援を検討

## 3 権利擁護の推進と虐待・差別の防止

取組み方向

- (1) 相談しやすい相談窓口の整備
- (2) 虐待の早期発見・防止のため、関係機関の連携強化
- (3) 権利擁護の視点に立った障害者の自己決定・選択への支援
- (4) 成年後見センター設置に向けた検討
- (5) 権利擁護や虐待・差別に関する研修・啓発の実施や地域連携の検討

# 計画対象者数の見込み

計画目標年度である平成29年度末時点の身体障害者、知的障害者、自立支援医療（精神通院）受給者の人数を以下の通り見込みます。

身体障害者手帳所持者／13,431人 療育手帳所持者／2,961人  
自立支援医療（精神通院）受給者／4,910人

なお、この他に発達障害や高次脳機能障害、難病患者など、障害者手帳を持っていない人も、本計画に掲げるサービスの対象者に含まれます。

# 主なサービスのサービス量の見込み

平成21年度・平成24年度は実績、平成26年度・平成29年度は見込み。

## 1 在宅生活への支援

在宅生活を支援するため、以下のサービスを提供します。

### サービス量の見込み

種別	単位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援	時間／月	5,376	11,625	13,427
移動支援（地）※1	時間／月	1,447	1,969	2,181
短期入所	人日／月	664	1,190	1,505
相談支援 （計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）	人／月	7※2	102	210
日常生活用具給付等（地）※1	件／年	6,963	7,877	8,288
意思疎通支援事業（地）※1	件／年	178	290	350

※1 （地）は、地域の特性に応じ、市町村が柔軟にサービスを提供する「地域生活支援事業」です。

※2 平成24年度の実績。

### 提供体制の確保策（抜粋）

- ◇ 居宅介護など訪問系サービスは、ヘルパー等人材不足が深刻化しているため、人材確保のための検討が必要です。また、医療的ケアや、強度行動障害などに対応できるようスキルアップの機会創出が必要です。
- ◇ 短期入所については、施設等からの在宅移行や需要の拡大に合わせ、提供体制の充実を促進していきます。
- ◇ 相談支援について、計画相談支援の利用人数見込みから必要となる相談支援専門員は、現状では足りていないことから、人員増への取組みに努めます。

## 2 日中活動への支援

日中活動を支援するため、介護・見守り的なサービスや、生活自立に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなどを提供します。

### (1) 介護・見守りサービス

#### ■サービス量の見込み

種別	単位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
生活介護	人日/月	5,961	14,348	15,682
療養介護	人/月	0	24	24
日中一時支援事業(地)	回/月	979	2,016	2,076

#### 提供体制の確保策(抜粋)

- ◇ ニーズの多様化による個別対応が望まれています。きめ細かなサービスの展開のほか、定員増や施設の新設、重度心身障害者の医療的ケアの対応などサービスの質の向上を働きかけていきます。

### (2) 生活自立に向けたリハビリテーションサービス

#### ■サービス量の見込み

種別	単位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	72	42	44
自立訓練(生活訓練)	人日/月	87	219	239

#### 提供体制の確保策(抜粋)

- ◇ 自立訓練(生活訓練)の事業所は、地域生活に移行するための通所施設として重要であるので、施設の増加を働きかけます。

### (3) 就労訓練・福祉的就労サービス

#### ■サービス量の見込み

種別	単位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
就労移行支援	人日/月	508	1,773	2,805
就労継続支援A型(雇用型)	人日/月	396	4,828	7,725
就労継続支援B型(非雇用型)	人日/月	1,903	5,811	7,902
地域活動支援センター事業(地)	時間/月	1,569	1,805	1,907

#### 提供体制の確保策(抜粋)

- ◇ 就労移行支援・就労継続支援は、各事業所や県、ハローワーク、尾張西部障害者就業・生活支援センターなどと連携するとともに、協議会の日中活動事業所連絡会と協力して、確実なサービスの実施と質の向上に努めます。
- ◇ 工賃向上をめざし、地域の企業等への積極的な啓発活動や、公共施設等での製品販売、障害者優先調達法に基づく、市からの物品及び役務の発注に努めます。

### 3 居住の場への支援

#### サービス量の見込み

種 別	単 位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
施設入所支援	人／月	96	231	218
共同生活援助 (グループホーム) ※1	人／月	66※2	210	268

※1 平成26年度から共同生活援助と共同生活介護は一元化

※2 平成21年度は共同生活援助と共同生活介護の合計

#### 提供体制の確保策(抜粋)

- ◇ 共同生活援助は、施設入所者や長期入院者等の地域生活移行の方針に基づき、積極的に支援していきます。

### 4 障害児への支援

#### サービス量の見込み

種 別	単 位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
児童発達支援	人日／月	1,348	1,998	2,258
医療型児童発達支援	人日／月	21	10	10
放課後等デイサービス	人日／月	2,827	4,617	5,217
保育所等訪問支援	人日／月	0	30	30
障害児相談支援	人／月	1	10	84

#### 提供体制の確保策(抜粋)

- ◇ 早期療育の要望は大きく、児童発達支援は、その重要性を踏まえて個々の障害特性にそった特色ある支援ができるように働きかけます。
- ◇ 児童発達支援センターを核とした、地域支援体制・連携づくりを検討しています。また、保育所等訪問支援についても広く啓発し、地域の障害児療育体制の支援に努めます。
- ◇ 放課後等デイサービスは、障害の特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるよう事業所に働きかけます。

# 計画の担保と進行管理

本計画の担保と進行管理のポイントは以下の通りです。

- 1 質の高いケアマネジメントの実施
- 2 障害者基幹相談支援センターによる相談支援のレベルアップ
- 3 緊急・災害・休日等の居場所等

毎年の実績は一宮市障害者自立支援協議会へ報告し、その意見等を踏まえ、必要に応じ計画・推進方策の見直しを実施していきます。

## 相 談 窓 口

名 称	対象・相談内容	住 所	電 話	ファクス
一宮市福祉課	障害児・者	本町2-5-6 一宮市役所内	28-8100	73-9124
一宮市障害者相談支援センター「あすか」	障害児・者	千秋町一色字東出26 障害者支援施設「あすか」内	81-7260	75-4682
一宮市障害者相談支援センター「ゆんたく」	障害児・者	大和町馬引字郷裏42	64-5882	64-5852
一宮市障害者相談支援センター「いまいせ」	障害児・者	今伊勢町宮後字郷中茶原30 いまいせ心療センター内	45-1120	45-1120
一宮市障害者相談支援センター「ピース」	障害児・者	箆屋2丁目6番23号	46-5009	85-7725
一宮市障害者相談支援センター「夢うさぎ」	障害児・者	木曾川町外割田字西郷西151 きそがわ作業所隣接	86-4003	87-7194
一宮市障害者相談支援センター「いちのみや」	障害児・者	東五城字備前12 (尾西庁舎) 社会福祉協議会尾西支部内	62-8678	63-4802
一宮市障害者虐待防止センター	障害者虐待通報先	桜1-12-1 思いやり会館内	090-1470-5663	26-2231
児童発達支援センター いずみ学園	障害児	浅井町西浅井字式軒家58	78-3111	78-2767
療育サポートプラザ チャイブ	障害児	北丹町2	28-8288	28-8188
一宮保健所 健康支援課	精神障害・メンタルヘルス相談、 自殺、ひきこもり	古金町1-3	72-0321	24-9325
一宮児童相談センター	児童	昭和1-11-11	45-1558	45-1560
ハローワーク一宮	障害者の就労	八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎内	45-2048	46-2179
尾張西部障害者就業・ 生活支援センター すろーぷ	障害者の就労	大和町馬引字郷裏42	85-8619	64-5852

## 第4期 一宮市障害福祉計画 <概要版>

発行：一宮市福祉こども部福祉課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL：0586-28-8619 FAX：0586-73-9124 Eメール：fukushi@city.ichinomiya.lg.jp